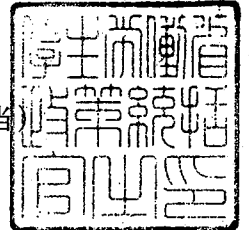


政統発 0627 第 4 号
平成 30 年 6 月 27 日

大阪府知事 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)



毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所部分入替えの
実施及び指定予定事業所名簿の送付について

毎月勤労統計調査の実施につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

調査期間を平成 31 年 1 月分調査までとしている第一種事業所に代わって、平成 31 年 1 月分調査から調査対象として指定する予定の事業所名簿を送付しますので、「毎月勤労統計調査部分入替え事務取扱要領～全国調査及び地方調査第一種事業所～（平成 31 年 1 月分調査）」に基づく指定に係る事務及び地方調査の集計等の円滑な実施について、格別のご配慮をお願いします。

なお、事務処理の詳細又は留意点については、別途、政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当）より通知します。

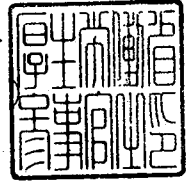
【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 小野
TEL 03-5253-1111(内線 7606)
FAX 03-3502-5396

政統雇発 0627 第 1 号
平成 30 年 6 月 27 日

大阪府統計主管課長 殿

厚生労働省政策統括官付参事官
(雇用・賃金福祉統計担当)



毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所部分入替えの
予備調査の実施及び予備事業所名簿等の送付について

毎月勤労統計調査の実施につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 1 月分調査から実施予定の第一種事業所に係る部分入替えの実施については、平成 30 年 6 月 27 日付政統発 0627 第 4 号により通知し、指定予定事業所名簿を送付しているところです。

つきましては、予備調査に必要な予備事業所名簿及び抽出率逆数表を送付しますので、「毎月勤労統計調査部分入替え事務取扱要領～全国調査及び地方調査第一種事業所～（平成 31 年 1 月分調査）」（以下「部分入替え要領」という。）に基づき、下記に留意の上、予備調査業務を実施されますようお願いいたします。

記

- 1 部分入替え要領「I-2 指定予定事業所の予備調査 事前準備」から「I-4 処理完了」に基づき、名簿について所要の確認を行い、名簿に誤りがあれば「毎月勤労統計調査オンラインシステム」（以下「毎勤システム」という。）上で訂正を行うこと。
- 2 毎勤システムの詳細な使用方法については、毎月勤労統計調査ブロック別事務打合せ会議にて使用した「毎月勤労統計調査オンラインシステム利用手引書 抜粋版（都道府県用）4-4 第一種抽出替え（部分入替え）」によること。
- 3 予備調査の処理完了期限は、平成 30 年 10 月 9 日（火）であること。

【担当】

厚生労働省政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 小野
TEL 03-5253-1111(内線 7606)
FAX 03-3502-5396

